

労災保険給付は認定が必要

近年増加傾向の精神疾患も労災に

働く上で心配なことの多くの方は3割の負担を一つに、病気やケガで休むことになってしまい、長期的な治療を行うために収入が途絶えてしまうことがあげられます。賃金を得ることだけが働く目的ではないと思います。が、やはり生活の糧となるものから十分な注意と備えは必要です。

日本は国民皆保険制度です。国民健康保険制度から給付があり、国民健康保険であっても、協会けんぽであっても、健康保険証を持っていればどの医療機関でも受診でき、多くの場合は3割の負担をすることで治療を受けることができます。一方で、仕事でのケガは労災保険から給付がありますが、労災保険の場合には保険証というものはありませんし、労災指定の医療機関であれば窓口での支払いがななく治療が受けられること、指定外の医療機関では一時的に負担をしなければいけないことの違い、動いていて賃金を受ける方はどなたでも該当するなどの点が異なります。さらに、業務起因性であったり業務遂行性であったりという制限性であったりという制限性です。

通勤途上での事故も対象に

保険料は全額事業主負担で手厚い補償

業務上であっても業務外であっても、動いていれば何らかの事故に遭う可能性はつきものです。仮に仕事中被災して労災申請を行っても、必ずしも認められるわけではありません。労災についても認定基準があり、それにより合致しない場合には認められないことになり、業務との関連性の判断は難しいといえます。

近年増加傾向にあるものは精神疾患の認定です。長期的な仕事による大きな負担がもたらした精神疾患が、現代の医学的見地を勘案して労災として扱われるケースが増えています。

また、一番多く問われる腰があるものは腰痛です。腰痛は、誰しもが抱える身近な疾病です。で、業務との関連性の判断は難しいといえます。業務中に転倒などによる原因で負傷したものは突発的なものとして労災とされる可能性は高いですが、重たい荷物を長期間にわたって扱う場合は突発的とはいえず、数か月から数年にわたった結果ともいえ、非災害性の原因によるものと分類されません。

腰痛でありがちなものがギックリ腰です。何らかの急激な刺激が加わることで一気に立ってなくなってしまう痛さは辛いものです。このギックリ腰も業務遂行中の突発的なものか否かの判断により、自宅でも何かの原因でなってしまうギックリ腰は、いつ起きるかかわからない痛みですので、仕事中に起きるかはわかりません。

労災は、仕事の中はもちろんです。通勤途上での事故も該当します。業務上災害とは、労働している方が業務を原因として被った負傷、疾病または死亡を指し、前述の業務起因性と業務遂行性の要件を満たしていることが求められますとされています。

しかし、通勤災害は通勤によって被ったケガなどをいい、通勤災害と認められるためには通勤の要件を満たしていなければなりません。通勤に関するケガなどはさまざまであるといえます。

通勤災害は、文字通り自宅を出て職場に向かう途中のケガなどをカバーするもので、労災よりも認定基準が厳格です。業務上災害とは、労働している方が業務を原因として被った負傷、疾病または死亡を指し、前述の業務起因性と業務遂行性の要件を満たしていることが求められますとされています。



(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>

今が旬の情報提供を

~第18回~

公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

また、長時間労働は回避していかねばなりません。また、一残業が遅くなり、終電もなくなってしまう、近くのホテルに向かう途中のケガも通勤とみなされることもあります。このように、必ずしも自宅である必要はありませんが、ケースによっては一時的であることもありません。

健康保険は、ほとんどの病気やケガをカバーするものとすれば、労災は仕事上や通勤途上のケガなどが全て給付の対象となるわけではありません。その理由としては、健康保険が自分自身の報酬などから保険料を納め、3割の支払いで治療を受けられるのに比べ、労災の保険料は全額事業主が負担し、窓口での支払いもありません。

「保険業界向けセミナー好評開催中!」
 ・東京 9月12日(木)
 ・大阪 9月19日(水)

減少傾向にある安全管理で労災ゼロを目指そう